

三浦市景観計画

三浦市

令和5年1月

目 次

第1章 三浦市における景観まちづくり	1
1.1 景観計画の策定背景	1
1.2 景観計画の目的	2
1.3 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号）	3
第2章 景観特性・景観構造	4
2.1 景観特性について	4
2.2 景観特性の整理	4
2.3 景観構造の基本的な考え方	15
2.4 景観ゾーニング・景観資源の状況	17
第3章 良好な景観形成に関する方針	19
3.1 景観形成の基本理念と5つの基本目標	19
3.2 景観形成の方針	21
第4章 良好な景観形成の進め方について	28
4.1 行為制限の内容	28
4.1.1 届出を要する行為（届出対象行為）	28
4.1.2 特定届出対象行為	29
4.1.3 事前協議について	30
4.2 景観誘導指針について	31
4.3 景観形成基準（色彩基準）	60
4.3.1 カラーチャート	61
第5章 みうら景観資産について	63
5.1 みうら景観資産の考え方	63
5.1.1 みうら景観資産とは	63
5.1.2 みうら景観資産の分類	64
5.2 みうら景観資産の認定	65
5.2.1 みうら景観資産の認定の方法	65
5.2.2 みうら景観資産の認定後の活用	67
5.3 景観重要建造物の指定の方針	68
5.4 景観重要樹木の指定の方針	69
5.5 景観重要公共施設	70
5.5.1 三浦海岸・北下浦漁港（上宮田地区）	74

5.5.2 国道 134 号・県道 215 号（三浦海岸沿線道路）	76
5.5.3 国道 134 号（引橋交差点から三崎口駅まで）	78
5.5.4 市道 310-3 号（河津桜並木道）	80
5.5.5 小松ヶ池公園並びに市道 347-16 号及び市道 348 号（小松ヶ池公園との隣接箇所）	82
5.5.6 城ヶ島大橋取付道路	84
5.5.7 三崎漁港	86
5.5.8 金田漁港	88
5.5.9 間口漁港（江奈地区）	90
第6章 景観形成重点地区の指定の考え方	93
6.1 景観形成重点地区の指定の方針	93
6.2 景観形成重点地区の展開について	94
6.3 対象地区の考え方	94
第7章 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的な考え方	95
第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な考え方	96
第9章 協働による景観まちづくりの考え方	97
9.1 良好な景観の形成をするための主体について	97
9.2 主体の役割について	97
9.3 協働による景観まちづくりの取組み	98
9.3.1 表彰制度	98
9.3.2 景観審議会	98
9.3.3 景観法の制度及び既存制度の活用	98
9.4 協働による景観まちづくりの将来像について	99
参考資料	100
景観計画用語解説集	100

第 1 章 三浦市における景観まちづくり

1.1 景観計画の策定背景

城ヶ島からみる伊豆大島、房総半島から昇る朝日や相模湾に沈む夕日、富士山の眺望、台地の畑に広がる露地野菜、マグロで賑わう三崎漁港など、どれも代表的な三浦市の景観です。加えて、チャッキラコや、海南神社の行道獅子^{ぎょうどうしし}など歴史や文化を背景とした三浦市独自の景観もあります。

景観とは、海や山、農地、建物、森林などの植生、人々の活動など視覚で捉えられるものに加え、先人が培ってきた歴史や文化、磯の香や祭り囃子^{ほやし}など視覚以外の五感で捉えることができる内容もふくめ、過去から現在に至る三浦市に固有の生活・暮らし・活動などの多様な表現そのものであるといえます。

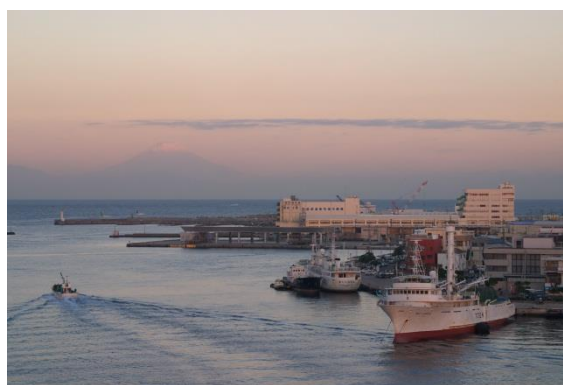
四季折々、様々な表情をみせる三浦市の景観は、三浦市に住む私たち市民に安らぎを与えるものであると同時に、「ふるさと三浦」への愛着を深めるものともなります。さらに、美しい景観は、本市の魅力を高め、来訪者の増加によるにぎわいの創出、市域の活性化にもつながります。

また、三浦市の多様な景観は、先人が暮らしの中で地域の地形や自然に働きかけて創造し、守り育ててきたものであり、地域や市民が共有する財産といえます。

良好な景観は、一朝一夕に形成されるものではありません。三浦市のかげがえのない財産である景観を現在に活かしながら後世に伝えるために、地域の自然、歴史、文化などの環境を保全しながら、景観の活用という視点もふくめ一定のルールを定め、市民・事業者・行政が一体となって景観まちづくりに取り組む必要があります。



岩堂山付近から望む農地



城ヶ島大橋から望む三崎漁港

1.2 景観計画の目的

三浦市景観計画は、三浦市の立地や地形・気象などの地域特性をふまえ、次の目的をもって作成いたします。

- ① 三浦市の良好な景観を後世に継承するため、景観保全のための基本的な考え方を示します。
- ② 三浦市の良好な景観を市域の活性化に役立て、景観によるにぎわいを創出するための基本的な考え方を示します。
- ③ 三浦市の景観を市民共有の財産と位置づけ、市民・事業者・行政が一体となって景観を継承・活用するための施策の方向性（ルール）を整理し示します。



富士山への眺望



伊豆大島への眺望



三崎フィッシャリーナ・ウォーフ（うらり）



チャッキラコ

1.3 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号）

三浦市の景観は、地形的な基盤のうえに、自然や歴史文化など多様な要素が相互に関わりを持ちながら形成されています。

そのため、将来的に三浦市の特徴的な景観を保全・創造・活用していくためには、市域全体の景観を総合的に捉えた上で、市民・事業者・行政が一体となり連携・協働して景観まちづくりを進め、景観を活かした地域振興を図っていくことが重要となります。

景観計画では三浦市の全域を「景観計画区域」として設定します。

